

工場立地法に係る 緑地面積率等を緩和しました

工場立地法では周辺地域の生活環境との調和を図るため、一定規模以上の工場等[※]について、敷地面積に対して緑地面積率等が定められています。

廿日市市では、企業の方が進出や設備投資しやすい環境を整えるため、国が定める範囲内で、緑地面積率等を緩和する「準則条例」を制定しました。（令和6年9月～）

緩和内容

区分	準工業地域	工業地域	市街化調整区域
緑地面積率	15%以上 → 10%以上	10%以上 → 5%以上	20%以上 → 10%以上
	重複緑地等の緑地への算入率 25% → 50%		
環境施設面積率	20%以上 → 15%以上	15%以上 → 10%以上	25%以上 → 15%以上

- ・ 環境施設：周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの（噴水、運動場等）
- ・ 重複緑地：緑地と緑地以外の施設が重複する部分（屋上緑化、緑化駐車場等）

※敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の規模に該当する製造業等の工場

【お問い合わせ先】

廿日市市 産業部 産業振興課

住所：広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9126